

「適正な電力取引についての指針(改定案)」及び
「需給調整市場ガイドライン(制定案)」に対する意見

【名称】 (公益社団法人)

日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会

環境委員会・消費者提言委員会

【住所】 〒150-0002 東京都渋谷区渋谷1丁目17番14号全国婦人会館2階

【電話番号】 03-6434-1125 (代表)

【メールアドレス】 nacs-teigen@nacs.or.jp

[意見]

・該当箇所(どの部分についての意見か、該当箇所が分かるように明記してください。)

第二部 適正な電力取引についての指針の2 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為及び問題となる行為

vii 不正な違約金清算金の徴収等の○の3つ目が追加されたことについて

[別紙:「適正な電力取引についての指針」改定案 新旧対象表]参照

・意見内容

問題となる行為に「○ 小売電気事業者が、需要家との間で、複数の需要場所への小売供給を条件として電気料金の割引を行うことを約する契約(以下「包括契約」という。)を締結するに当たり、需要家に対し、不当に、他の小売電気事業者との小売供給契約に切り替えると金銭的負担が生じるような取引条件(需要家が包括契約の期間中に各需要場所向け小売供給契約を一つでも中途解約する場合は全ての需要場所について、契約開始から中途解約までの間に割り引いた額の全額を返戻させる旨の条件等)を課すこと。」が追加されたことについて賛同いたします。

・理由(可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記してください。)

自由化以前は、一括受電として集団で大口として契約することで明らかに安い料金で契約できていたようですが、2016年4月に電力の小売全面自由化が始まり、小売事業に新規参入した事業者からの電気の供給が行われるようになりました。

電力自由化により新規参入する小売事業者の数が増え、需要家獲得のための競争が激しくなっており、獲得した大口需要家のスイッチを防ぐために、上記のように中途解約に対して厳しい条件等を課す契約も存在しています。電力自由化により、個人で契約するほうがさらに

安い契約、または、利便性の高い契約ができるようになったのに、それを妨げることは、そもそも電力自由化の意義(注)を損なうことだと考えます。今回、こうした行為が「問題となる行為」として指針に追加されたことは、電力自由化の趣旨に鑑み適切であると考えます。

(注)経済産業省資源エネルギー庁のホームページによると、電力の小売り自由化とは、家庭や商店も含む全ての消費者が、電力会社や料金メニューを自由に選択できるようになることであり、ライフスタイルや価値観に合わせ、電気の売り手やサービスを自由に選べるようになること、と説明されています。

https://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity_and_gas/electric/electricity_liberalization/what/

以上。